

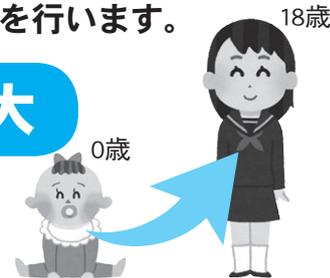
医療福祉費(マル福)の制度が変更されます

問 医療年金課
☎内線1721、1722

10月1日から、市では医療福祉費支給制度(以下「マル福」)について変更を行います。

小児マル福の支給対象者を18歳まで拡大

牛久市では、小児マル福の支給対象者が18歳まで拡大されます。
新たに支給対象となる方には、下記のとおり通知をお送りします。



健康保険情報が確認できる方

- ・家族にマル福受給者がいる方
- ・国民健康保険に加入している方 等



現在登録してある健康保険の情報からマル福受給者証をお送りします。(9月中に送付予定)

健康保険の情報が確認できない方など



個別に案内通知をお送りします。(8月中に送付予定)
対象となるお子さんの保険証の写し(コピー)を添付して医療年金課に申請していただき、マル福受給者証を交付します。

妊産婦および中学生以下の小児マル福について 茨城県の所得制限の緩和に伴う受給者証の差し替え

妊産婦および中学生以下の小児のマル福について茨城県の所得制限が緩和されることに伴い、現在市からの助成でマル福を受給されている方の一部が県からの助成へ変更となります。

変更の対象となる方には、新しいマル福受給者証を9月中にお送りしますので、10月1日から現在お使いになっている受給者証と差し替えてお使いください。現在お使いの受給者証は返送してください。

マル福受給者証について

茨城県内での受診の際、医療機関へ保険証とともに受給者証を提示していただくことで、保険適用分の窓口負担が右記のマル福自己負担額のみとなります。ただし、県外の医療機関を受診の場合は、マル福受給者証が使えませんので、市医療年金課に領収書をお持ちいただいた上で、申請手続きが必要になります。

◆マル福自己負担額

- 外来……………1日600円(月2回まで)
- 入院……………1日300円(月3,000円まで)
- 調剤薬局…自己負担なし

マル福を利用できないケース

- ①学校等(幼稚園・保育園を含む)の管理下における災害等に基づく受診(日本スポーツ振興センター災害共済給付制度をご利用ください)
- ②工作中・通勤途中の負傷(労災の給付対象となるためマル福は適用となりません)

交通事故にあった場合

自動車事故等の第三者行為による傷病の場合、すみやかに保険者へ届出をしてください。

◆問い合わせ 医療年金課(医療福祉グループ) ☎873-2111内線1721、1722